

四十二 退職年金等積立金額の計算

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>(退職年金業務等に係る信託財産に属する有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法)</p> <p>18 - 1 - 2 法第84条第1項《退職年金等積立金の額の計算》に規定する退職年金業務等(以下第18章において「退職年金業務等」という。)を行う信託会社<sup>1</sup>の有する各適格退職年金契約、各厚生年金基金契約、各確定拠出年金資産管理契約、各勤労者財産形成給付契約又は各勤労者財産形成基金給付契約に係る信託財産に属する有価証券については、その契約ごとに、かつ、当該信託会社の固有財産に属する有価証券とは別個にその一単位当たりの帳簿価額の算出の方法を選定することに留意する。</p> <p>法第84条第2項第8号に掲げる国民年金基金連合会が管理する個人型年金の積立金(確定拠出年金法第2条第3項に規定する個人型年金に係る積立金をいう。)の運用に係る信託財産に属する有価証券についても、同様とする。</p> <p>(信託財産からの信託報酬の控除)</p> <p>18 - 1 - 4 令第157条第1項若しくは第2項、第4項又は第5項《信託に係る退職年金等積立金額の計算》の適格退職年金契約、課税厚生年金基金契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約に係る信託財産の「最終の財産計算時における第1号及び第2号に掲げる金額の合計額」又は令第158条の7第2号《個人型年金の実施に係る退職年金等積立金額の計算》の個人型年金の積立金の運用に係る信託財産の「最終の財産計算時におけるイ及びロに掲げる金額の合計額」には、これらの契約又は積立金の運用に係る信託報酬でその計算期間が当該信託財産計算時において終了するものの額は含まれない。</p> | <p>(退職年金業務等に係る信託財産に属する有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法)</p> <p>18 - 1 - 2 法第84条第1項《退職年金等積立金の額の計算》に規定する退職年金業務等(以下第18章において「退職年金業務等」という。)を行う信託会社は、その有する各適格退職年金契約、各厚生年金基金契約、各勤労者財産形成給付契約又は各勤労者財産形成基金給付契約ごとにその契約に係る信託財産に属する有価証券について当該信託会社の固有財産に属する有価証券とは別個にその一単位当たりの帳簿価額の算出の方法を選定することに留意する。</p> <p>(信託財産からの信託報酬の控除)</p> <p>18 - 1 - 4 令第157条第1項若しくは第2項又は第4項《適格退職年金契約等》の適格退職年金契約、課税厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る信託財産の「最終の財産計算時における第1号及び第2号に掲げる金額の合計額」には、その契約に係る信託報酬でその計算期間が当該信託財産計算時において終了するものの額は含まれない。</p> |

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p>(課税厚生年金基金契約の判定の基礎となる掛金等)</p> <p>18 - 1 - 5 .....<u>令第156条の17第10号</u>.....</p> | <p>(課税厚生年金基金契約の判定の基礎となる掛金等)</p> <p>18 - 1 - 5 .....<u>令第156条の2第10号</u>.....</p> |